

弘前地区消防事務組合職員採用資格試験を次のとおり行います。

平成27年7月17日

弘前地区消防事務組合  
消防長 福 士 文 敏

1 試験の職種及び採用予定人員

試験職種	職務内容	採用予定人員
消防職(A)	消防署等において、消火、救急、救助等の業務に従事します。	8名
消防職(B)	男女とも、原則として深夜業を含む交替制勤務となります。	

2 受験資格

次に掲げる受験資格を有する者が受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条に該当する者(①～④)は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 弘前地区消防事務組合又は当該事務組合の構成市町村のいずれかの職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受 験 資 格		
(1)	消防職(A)	昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
	消防職(B)	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
(2)	弘前地区消防事務組合の構成市町村である弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村に現住所又は本籍を有している者	
(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長(男子)～おおむね160センチメートル以上</li> <li>・身長(女子)～おおむね155センチメートル以上</li> <li>・視力～矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上あること</li> <li>・色覚～赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること</li> <li>・聴力、言語その他身体に職務遂行上支障がないこと</li> </ul> <p>※上記受験資格確認のため、第一次試験合格者には、各自で国公立医療機関において、所定の項目について健康診断を受検のうえ、健康診断書を提出していただきます。なお、健康診断の結果が、受験資格に該当しない場合は、第一次試験の合格が取消しとなります。</p>	

3 第一次試験

(1) 試験日及び場所

平成27年9月20日(日) 弘前市立第二中学校(弘前市大字平岡町72)

(2) 試験種目及び内容

試験職種	試験種目	内容・出題分野
消防職(A)	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 [大学卒業程度の五枝択一式筆記試験]
	専門試験	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係 [大学卒業程度の五枝択一式筆記試験]
	適性検査	消防職員としての適応性を性格的、機器運用技能の面から検査
	体力測定	消防職員として必要な基礎体力の測定 (背筋力、握力、跳躍、腕立て伏せ、上体起こし、シャトルラン)
消防職(B)	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能。 [高校卒業程度の五枝択一式筆記試験]
	適性検査	消防職員としての適応性を性格的、機器運用技能の面から検査
	体力測定	消防職員として必要な基礎体力の測定 (背筋力、握力、跳躍、腕立て伏せ、上体起こし、シャトルラン)

※ 各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、ひとつでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点が高くても不合格となる場合があります。

4 第二次試験

- (1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。
- (2) 方法 第一次試験合格者に対して、性格検査及び口述試験を行います。

5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期限は、平成29年4月1日までです。最終合格者であっても採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないこともあります。

6 試験成績の開示（閲覧）

この試験で不合格となった人は、本人情報（成績）の開示を請求することができます。開示を希望する場合は受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート、学生証等）を持参のうえ、消防本部2階人材育成課人事係へ直接おいでください。受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。（土曜日、日曜日及び祝日は閉庁しておりますので受付できません。）開示する期間は、合格発表の日から1か月間です。開示内容は第一次試験は順位及び得点、第二次試験は順位です。

7 給与・勤務条件等（平成27年4月1日現在）

- (1) 基本給月額（初任給） 消防職A 180,800円 消防職B 146,500円  
職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。  
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。
- (2) 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。  
また、要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 採用後、約1年間は、全寮制の青森県消防学校に入校し、消防吏員としての基礎知識や技能の習得を行います。

8 受験手続

- (1) 受験申込書の交付先：消防本部人材育成課、弘前消防署、東消防署、黒石消防署、平川消防署、板柳消防署  
※ 受験申込書の郵送を希望する人は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きした封筒に、返信先の住所、氏名及び受験職種名（A又はB）を記入した用紙及び、120円切手を貼った返信用封筒（角2）を同封して請求してください。  
受験申込書の提出先：消防本部人材育成課人事係（〒036-8203 弘前市大字本町2-1）
- (2) 受験申込に必要な書類等  
・受験申込書（自筆で記入すること）1通（記載事項に不正があると受験が無効となったり合格が取り消される場合があります。）  
・住民票（本人分）1通（本籍又は現住所が確認できるもの。）  
・写真及び52円切手 各1枚（受験申込書の所定の欄に貼ってください。）
- (3) 受付期間  
平成27年8月3日（月）から平成27年8月28日（金）まで。  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び祝日は閉庁しておりますので受付できません）  
郵送による場合は、平成27年8月28日（金）までに到着したものに限り受付をします。

9 受験票の交付

受験票は、平成27年9月9日（水）頃に発送する予定です。なお、受験票が9月16日（水）までに返送されない場合は、下記問合せ先へ連絡してください。また、行き違いがないよう、確実に受領できる住所を記入してください。

10 その他

この試験に関する問合せは、弘前地区消防事務組合消防本部人材育成課人事係にしてください。  
（〒036-8203 弘前市大字本町2-1 電話0172-32-5102番直通）

◎ 受験上の注意

- 真に受験の意志がある方のみ、申し込んでください。欠席、棄権の無いようお願いいたします。**
- (1) 試験当日午後には実施する体力測定は、教室ではなく体育館で各種の運動を行いますので、屋内用の運動靴及び運動に適した服装を持参してください。また、当日係員の指示・説明をよく聴き、指示された時間に遅れないように集合してください。  
なお、集合時間に点呼を行った際、不在の者は棄権したものとみなします。
- (2) 試験場及び周辺商店等は駐車禁止としますので、バス等の交通機関を利用してください。  
自動車の駐車、その他係員の指示に従わない場合等は、受験を停止させることがありますので注意してください。  
学校敷地内は全面禁煙とします。

試験会場案内図

